令和6年度 沖縄こどもの国市制施行50周年イベント 総合プロデュース業務委託 概要仕様書

沖縄市 企画部 プロジェクト推進室

令和6年度

沖縄こどもの国市制施行50周年イベント総合プロデュース業務 概要仕様書

1. 業務名

沖縄こどもの国市制施行50周年イベント総合プロデュース業務委託

2. 適用範囲

本仕様書は、沖縄市(以下「市」という。)が発注する、沖縄こどもの国市制施行50周年イベント総合プロデュース業務委託(以下「本業務」という。)に適用するものとする。

3. 業務履行期間

契約締結日の翌日~令和7年3月15日(予定)

4. 業務場所 (イベント実施場所)

沖縄こどもの国

5. 業務目的

沖縄市は、令和6年4月1日に市制施行50周年を迎える。

この大きな節目の年に、これまで築きあげてきた歴史や文化を再認識するとともに、市民の本市への更なる愛着と誇りを育むことを目的に、沖縄こどもの国での記念事業を実施するものである。

本イベントの実施にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮しつつ、沖縄 こどもの国を最大限に活用し、本市の様々な魅力を来場者に訴求するものとす る。

6. 業務内容

- ■イベント名:(仮称)沖縄こどもの国市制施行50周年イベント
- ■イベント開催日:令和6年11~12月予定
- ■イベント場所:沖縄こどもの国
- ■業務詳細
 - (1) イベントコンテンツ企画提案・運営

イベントコンテンツの企画提案を行うとともに、各コンテンツにおける企業・団体等に対する参加案内や、具体的な実施方法に係る関係者等との協議など、イベント全体の企画・運営を行うこと。

(2) イベント実施に係る業務マニュアルの作成 イベントの円滑な進行のため、各業務のマニュアルを作成すること。

(3) イベントの事前告知業務

来場目標者数を達成するために、県内及び県外観光客等に対して、イベントの集客効果を高める各種媒体、方法による事前告知を行う。

- ■チラシ ■ポスター ■告知映像制作 ■告知横断幕の制作 等 ※イベントの実施にあたっては、周辺住民への配慮について対策を講ず るものとする。また、チラシ及びポスターは、英訳版も作成すること。
- (4) イベント当日におけるパンフレット (フライヤー) の製作、配布 イベント当日、来場者に対してイベントの目的、内容、会場案内等を盛 り込んだ、パンフレットを製作、配布する。(英訳版も作成)
- (5) 効果の測定(来場者数の把握) 本業務の定量的な効果測定としてイベント来場者数の把握を行う。
- (6) 効果の測定(来場者アンケートの実施)

本イベント実施の効果を定性的に把握するため、来場者アンケートを実施すること。アンケート調査項目や回収サンプル数等については、別途市と協議のうえ決定するものとする。

(7)会場レイアウト及び導線計画

・会場内の各種コンテンツの適正配置や、来場者の導線確保等のため、会場全体のレイアウト及び導線計画を作成する。

※最終的なレイアウトは、市や参加企業等との調整のうえ決定する。

- ・イベントの実施にあたっては会場内の安全対策を徹底すること。
- ・イベント会場は、沖縄こどもの国を広く活用し、様々なコンテンツを実施するため、来場者に対し分かりやすいサインを製作し、会場内に適切に配置すること。
- (8) 交通誘導計画(駐車場運営及びシャトルバス運行)
 - ①来場者駐車場運営
 - ・沖縄こどもの国駐車場(約500台)について、来場者及び関係者駐車場として運営すること。
 - ②シャトルバス運行
 - ・来場者数に対し駐車場不足が想定されるため、別途臨時駐車場を確保 し、シャトルバスの運行を行うこと。
 - ・来場者への駐車場対策については、公共交通機関の利用促進等により、 イベント当日の渋滞や違法駐車を招かないよう対策を講じること。

(9) 警備業務

- ・イベント会場の安全管理に必要な警備配置を行うこと。(夜間警備含む)
- ・イベント当日は近隣への違法駐車対策等の巡回警備を行うこと。

(10)業務実施報告書の作成

本委託業務の成果物として、以下を作成し、業務完了報告とともに提出するものとする。

- ①業務実施報告書 1部 ※イベント実施状況の写真・動画等を含む。
- ②報告書の電子データ (CD-R) 一式
- ③その他必要な資料 一式

7. 市との調整

本業務を遂行するにあたり、市との調整を行う責任者を明らかにし、進捗状況を適宜報告のうえ、調整を図ることとする。

- (1) 資料提出の協力について 本業務にかかる、資料の作成・提出に協力すること。
- (2) 打合せ及び協議

適宜打合せ・協議を行い、必要に応じて議事要旨等を作成すること。

- (3) イベント期間中に想定される事態に対応する体制をとること。
- (4) その他、本業務の実施に際し、市の要請に速やかに応じること。

8. 企画提案にあたっての留意事項

- ・企画提案においては、本概要仕様書に定める業務について具体的な実施手法 や考え方、本イベントをより効果的に行うための提案事項等を中心に、総合 プロデュース業務に係る提案を行うこととする。
- ・契約候補者の選定後、業務の詳細について本市と協議のうえ、契約仕様書を 別途作成し、契約を締結するものとする。そのため、業務内容については、 企画提案内容すべての実施を確約するものではない。

9. その他特記事項

- (1)受託者は、本業務に十分な知識と経験を有する主任担当者を配置し、業務 に応じて複数の担当者を配置することとする。
- (2) 本業務の実施にあたり受注者は、市と緊密な打合せを行い、円滑な業務の推進を図ること。業務内容に疑義が生じた場合はその都度、市と協議を行うものとする。
- (3) 本業務で製作された成果品の著作権は市に帰属するものとする。
- (4)受注者は、本業務の履行により知り得た情報について秘密を厳守すること。 また、市の承認を得ずに他に漏らしたり利用したりしてはならない。
- (5) 本業務の実施にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう留意するとと

もに、第三者が著作権を有する製作物を使用するときは、あらかじめ市と協議のうえ、関係法令に定められた手続きを行うこと。

(6) 本業務の実施にあたっては、沖縄市契約規則を遵守するものとする。